チューター制度を中心とした学生相談に関する学生の意識について
― 本学保育学科学生へのアンケート調査結果をもとに ―

山　脇　寛　子

The survey Report on the Tutor system and Student counseling
—Based on the survey Results to Early Childhood Education and Care Students—

by
Hiroko Yamawaki

要旨

本稿は、平成22年度より本学保育学科で学生への支援体制の一環として採用している教員によるチューター制度を中心とする学生相談に関する学生の意識についての報告である。チューター制度について、制度の理解度・満足度・活用度を５件法で、そして自由記述にて制度に対する学生の思いを調査した。アンケートの結果から導き出された「学生の求めるチューター像」は、「聞いてくれる」「考えてくれる」「応えてくれる」人物であった。考察では、４点（①チューターの途中変更という対応策を含めたチューター決定に関する検討の必要性、②チューター面接における個人面接機会の充実、③チューター制度運営に関するガイドライン作成の必要性、④点在する学生への支援体制同士の連携の必要性）についてまとめた。

キーワード：チューター制度、学生相談、保育学科、学生支援

１　はじめに

短期大学には、高等教育機関として短期間で教養教育や専門教育を提供する役割がある。短大での２年間というものは、まさに「光陰矢の如し」の状態である。４年制大学と比較して、短大での学生生活期間は２分の１であるが、その学生生活が過ぎ去る速さの感覚は、おそらく２倍という表現では足りないであろう。大学・短大での学生生活を支える仕組みとして挙げられるのが、「相談できる人・場」としての役割を持つチューター制度や学生相談である。まず、

１つ目のチューター制度は、チューターとなった人間が担当学生の履修や学習面のサポート、就職支援等、学生生活全般にわたって支える仕組みであり、現在では国内でも多くの大学や短大が採用している。チューターとなる人間については、在籍する学生の特色（留学生や社会人の多さ）や開講科目の専門性の高さ等、様々な面を考慮した上で決定され、それらは上級生、教員等と様々である。

次に、２つ目の学生相談であるが、これはその大学・短大に在籍する学生であれば誰でも利用可能な相談の場として設けられている。学生相談は、心理的問題の取り組みにおいて困難に陥っている学生へのカウンセリングを行うことを第一とするが、これにとどまるものではなく、予防活動や予防教育、教職員に対するコンサルテーション（助言）などの心理学的援助を行うものとされる[(1)]。

これら２つの学生支援体制は、共存することで学生の実態に対してより柔軟に対応でき、細やかな対応を可能にする。

2　本学保育学科におけるチューター制度・学生相談の概要と研究の目的

2・1　本学保育学科のチューター制度の概要

本学保育学科におけるチューター制度は、平成22年度から導入された。学科教員がチューターとなり、各教員が１学年あたり約５～８名の学生を受け持つという形態である。学生は、入学時にチューターが割り振られており、原則的には、卒業までチューターの変更は出来ないことになっている。チューターとなった教員は、チューター面接等を通して、学生生活上の悩みから就職希望に関する事柄まで、幅広く学生の現状に対する支援を行うこととなる。

2・2　本学の学生相談の概要

平成27年度の本学の学生相談担当は筆者である。学生相談については、保育学科の学生に限らず、他学科の学生も利用できる支援体制である。今年度は、筆者の所属学科ではない栄養健康学科からも相談依頼があり、他学科の教員と協力して学生へのサポートを行った。

本学の学生相談の概要は次の通りである。現在、学生相談が専用で利用できる部屋は存在しない。しかし、学生の状況や教職員とのやり取りの効率性等に合わせ、相談室として利用できる部屋は学内に複数あり、必要に応じて選択することが可能である。

次に、相談日時等の設定についてであるが、これについても特に設定を行っていない。学生が事前に学生相談担当に連絡を取って日程調整の上で来談する、もしくは学生が自らの空き時間に直接学生相談担当の研究室を訪れて相談するという流れが多いのが現状である。

また、学生相談へと繋がるルートとしては、健康管理担当者との連携によるケースも多い。

養護教諭の資格を持つ健康管理担当者が対応する中で、体調不良や不定愁訴を引き起こしている要因として精神的なものが考えられる学生がいた場合、学生相談へと繋げたケースがある。

２・３　本稿の目的

チューター面接や学生相談において、学生からの相談内容は多岐にわたる。学習面（成績、授業への不安）、卒業後の進路（就職、進学、進路変更）、人間関係（友人とのトラブル、恋愛）、家庭（不和、複雑な家族関係）、経済面（奨学金、経済的困窮）、アルバイト（労働状況）等、悩みの種類やその度合い、複雑さは実にケースバイケースである。それらに対応すべく導入されている現在のチューター制度や学生相談は、果たして、学生を支援する体制としてどの程度機能していると言えるのだろうか。

本稿では、学生支援体制のうち、チューター制度について焦点を絞り、チューター制度の開始から６年経った今、学生がどのような意識を持っているかを知り、今後の改善や工夫に必要な検討材料を得ることを目的とした。そこで、チューター制度を中心とする学生相談についてアンケート調査を行い、分析することとした。

３　チューター制度に対する学生への意識調査の方法・結果

３・１　チューター制度に関するアンケート調査の方法

本学保育学科の学生を対象に平成27年11月、アンケート調査を行った。対象学生は、保育学科１年39名（女性37名、男性２名）、保育学科２年30名（女性29名、男性１名）で、回収率は100％である。

今回のアンケート調査に関しては、実施者である筆者自身もチューターの一員であることから、アンケート結果へ何らか影響が出ることが懸念された。そのため、影響を最小限に抑えるべく、アンケート用紙の冒頭にアンケートに関する説明文を記載するとともに、学生に対し、口頭にて次の３点について説明を行った。１点目は、冒頭の説明文に記載したように、本調査は学生生活改善を目的に実施し、教員への個人的な誹謗中傷のために行うものではないということ。２点目は、無記名にて回答を求めることで、学生個人の特定、更にはチューターの特定が出来ないように配慮しているということ。３点目は、本アンケート調査への回答が成績評価に影響することはないということである。以上の３点について説明を行った上、学生に対しアンケート調査を行った。調査に使用したアンケート用紙は次の通りである（**図１**）。

チューター制度についてのアンケート

このアンケートは、学生の皆さんが利用できる相談体制(チューター制度)について尋ねるものです。
このアンケートをもとに、相談体制をより良いものへと改善したいと考えています。
たくさんのご意見を頂けると幸いです。ご協力、宜しくお願いいたします。

《回答方法》 当てはまるものに○をつけたり 自由に気持ちを書き込んでください。

【チューター制度について】

○チューター制度の仕組みや役割ついて、どの程度理解できていますか？

よく理解している　まあまあ理解している　わからない　あまり理解していない　全く理解していない

○現在のチューター制度(相談体制、チューター面接・・・)にどの程度満足していますか？

大変満足している　満足している　どちらでもない　あまり満足していない　不満足

○上記のように答えた理由を教えてください。

○全体的に見て、自分はチューター制度をどの程度活用できていますか？

十分活用できている　まあまあ活用できている　わからない　あまり活用できていない　全く活用できていない

○チューター制度の良いと思うところ、良くないと思うところを思うところを教えてください。

良いと思うところ:

良くないと思うところ:

○現在のチューター制度に対して感じていることを自由に書いてください。

図1　チューター制度についてのアンケート用紙

3・2　チューター制度についてのアンケート調査結果

チューター制度についてのアンケートの集計結果は次の通りである。

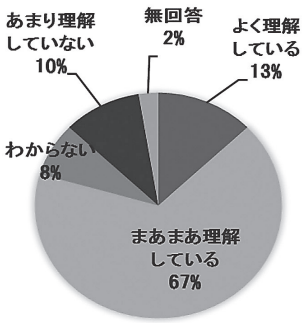

図2 チューター制度の理解度(1年)

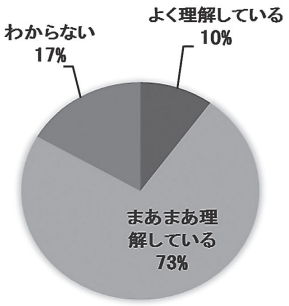

図3 チューター制度の理解度(2年)

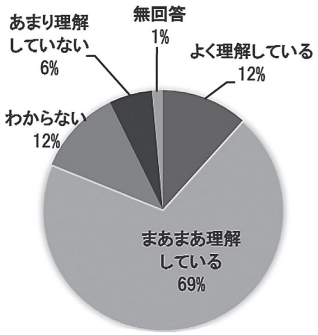

図4 チューター制度の理解度(全体)

第１問目の設問は、チューター制度への理解度についてである。１年生の集計結果（**図２**）、２年生の集計結果（**図３**）、全体の集計結果（**図４**）を示す。

入学して半年程度の１年生に関しては「あまり理解していない」との回答が10％みられたのに対し（**図２**）、入学して１年半が経過する２年生では、その回答は見られなかった（**図３**）。全体では、「よく理解している」と「まあまあ理解している」という、理解を示す選択肢を選んだ学生が81％という結果となった（**図４**）。

第２問目の設問は、チューター制度への満足度である。１年生の集計結果（**図５**）、２年生の集計結果（**図６**）、全体の集計結果（**図７**）を示す。

１年生に関しては、「大変満足している」という学生が18％いるのに対し、「不満足」と答えた学生も３％ではあるが存在することが明らかとなった。しかし、１年生全体を見ると、半数を超える59％の学生がチューター制度について満足を示す選択肢を選んでいた（**図５**）。

２年生については、「不満足」と答えた学生はおらず、こちらも１年生同様に半数を超える66％の学生がチューター制度に満足しており（**図６**）、全体をみても約６割の学生が満足を示す選択肢を選ぶ結果となった（**図７**）。

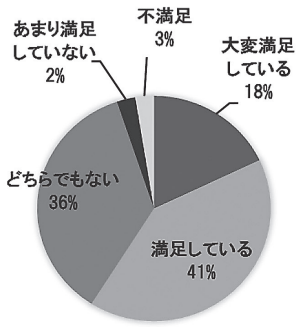

図５　チューター制度の満足度(１年)

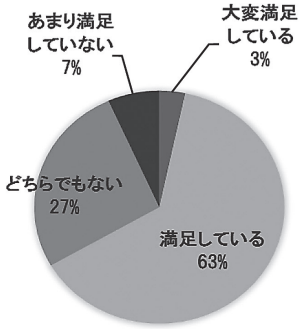

図６　チューター制度の満足度(２年)

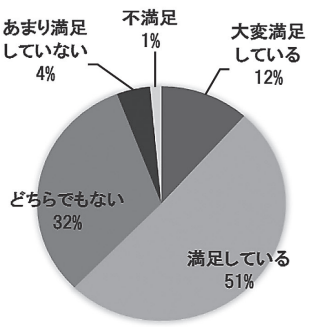

図７　チューター制度の満足度(全体)

第３問目の設問では、チューター制度への理解度と満足度の理由について自由記述を求め、１・２年合わせて計59名（複数回答あり）から回答が得られた。回答を「理解度・満足度を高めている要因と考えられる記述」と「改善に向けた検討材料と考えられる記述」の２つに分類し、まとめた（**表１**）。

表１　チューター制度への理解度・満足度の理由に関する自由記述

理解度・満足度を高めている要因と考えられる記述
【８名回答】　丁寧に話を聞いてくれる 【６名回答】　話しやすい 【５名回答】　相談に乗ってもらえる 【各３名回答】定期的に話せる、　解決やアドバイスをくれる 【各２名回答】個別で話をきいてもらえる、　チューターが決まっていることで相談しやすい、 頼りになる 【各１名回答】話をきちんと聞いて解決してくれる、　しっかりと考えてくれる、 進路などを考えてくれる、　色々気遣ってくれる、　話が面白い、 気軽に相談できる、　よく相談に行く、　すぐに相談に行ける、 満足しているから、　不満はない、　今が一番楽しい
改善に向けた検討材料と考えられる記述
【５名回答】　よくわからない 【各２名回答】不満はないが満足もしていない、　どの先生とも話せる 【各１名回答】団体でされるため個人的な話がしにくい、　個人で行く機会がない、 「大丈夫、大丈夫」と勢いで終わる、　無駄な時間をとられる、 チューターを変えて欲しい、　チューターによるため、 チューター以外に相談することが多い、　得も損もしていないから、 相談しやすい雰囲気でない、　相談しにくい、　相談できない、 頼る気にならない、　要領が悪い、　内容がない、 話すことがない、　あまり利用しない、　色々な先生と話したい、 あまり気にしたことがない、　なんとなく

第４問目の設問は、チューター制度を学生がどの程度活用できているかという「活用度」についての問いである。１年生で「活用できている」と感じている学生は過半数に満たない44％であった（**図 8**）。２年生では、50％の学生が「活用できている」と回答しているのに対し、「あまり活用できていない」と答えた学生が20％という結果となった（**図 9**）。全体では、「活用できているか分からない」と回答した学生が32％、約３分の１存在することが明らかとなった（**図 10**）。

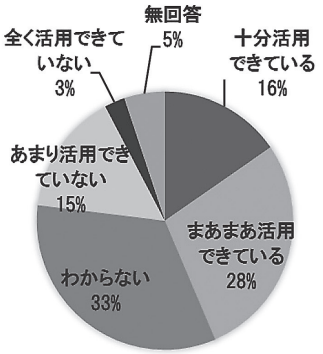

図 8 チューター制度の活用度(1 年)

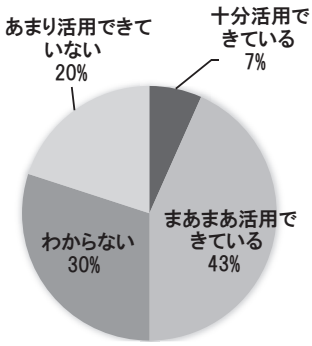

図 9 チューター制度の活用度(2 年)

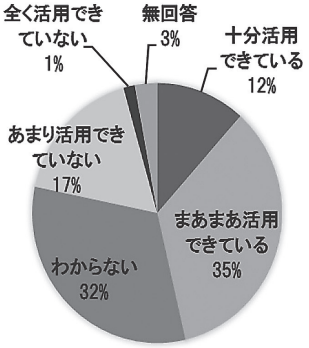

図 10 チューター制度の活用度(全体)

表２　チューター制度の「良いと思うところ」「良くないと思うところ」に関する自由記述

良いと思うところ	【各５名回答】　少人数のため学生の情報を把握しやすい、　個別で話せる 【各４名回答】　話しやすい、　相談しやすい 【３名回答】　定期的に面接で話せる 【２名回答】　相談相手が明確 【各１名回答】　きちんとアドバイスをもらえる、　チューターだから話せることがある、 話す機会が増える、　相談できる、　進路の相談もできる
良くないと思うところ	【８名回答】　面接の機会が少ない 【５名回答】　面接時間の設定に課題がある 【各４名回答】　何をするものなのかわからない、　他の教員のところに行きにくい 【３名回答】　チューター面接以外の時間も活用できることが伝わっていない 【各２名回答】　面接を受ける学生とそうでない学生がいるが注意をしない、 異性の教員に相談しにくい 【各１名回答】　教員によって対応に差がある、　学生がチューターを選べない、 合わない教員にあたると意味がない、　色々な意見がきけない、 よくわからない

第５問目の設問、現在のチューター制度の「良いと思うところ」と「良くないと思うところ」についての自由記述（**表 2**）と、第６問目の設問、チューター制度に対して感じていることへの自由記述（**表 3**）をそれぞれ回答数ごとにまとめた。

表３　チューター制度に対して感じていることへの自由記述

【３名回答】	相談に対しての具体的なアドバイスが欲しい
【各２名回答】	面接以外の時間でも活用できることをもっと伝えるべき、 自分で先生を決めたい
【各１名回答】	チューターによって人生は変わる、　チューターを代えてほしい、 面接の機会が少ない 、　無理、 今のまま続けていく方がよい、　すぐに相談できる制度で良いと思う、 現在のチューターで良かった、　これといって感じることはない

4　チューター制度に関する考察

アンケートの結果・分析に基づき、以下の４つの観点から考察を述べる。

【①チューター決定の形式について】

本学保育学科におけるチューター制度は、学科側が入学前に事前にチューターを決定するという形式であるため、学生からチューターに関する要望を聴く機会はない。しかし、予め決定されているからこそ、自分が相談できるとされる「相手が明確」で、「すぐに相談が出来る制度で良い」と感じている学生が存在することがわかった（**表 1, 3**）。つまり、学科側に決定権

がある方法は、学生にとって有益な場合があることが明らかとなった。

但し、年次途中でチューターの変更が認められていない点に関して、学生からはチューターの変更を望む声や（**表 1, 3**）、「自分と合わないチューターにあたると意味がない」という声が上がっていることは注目すべきであろう（**表 2**）。今回のアンケート調査では、学生がチューターの変更を望むに至った経緯や、どのようなことからチューターが自分と合わないと感じたかというような詳細までは調査は行っていないが、上記のような声が上がる要因の一つとして考えられるのは、チューターとの信頼関係の問題であろう。チューター面接や日々の学生生活を通して、学生がチューターとの間に信頼関係が築けないと判断した場合、学生からチューター変更を希望する声が上がる可能性は高い。

本学科のチューター制度は、年次途中におけるチューターの変更、学生側からの希望調査等の点についての具体的な対応策が事前に検討・構築されていないのが現状である。「学生を支援するための仕組み」というチューター制度の原点を振り返り、学生に対して効果的な支援の実施が見込まれない場合には、チューターの途中変更という対応策を含め、改めて検討することが必要であろう。

【②チューター面接の形態について】

チューター面接に関しては、面接が設定されることで定期的にチューターと話ができることや、個別で話を聞いてもらえる時間が保障されることへの肯定的な意見が見られた（**表 1, 2**）。また、このような学生側のメリットを指すような記述だけではなく、「少人数のため学生の情報を把握しやすい」というチューター側のメリットを挙げた学生が複数いた（**表 2**）。チューター面接を重ねることで状況把握や理解が深まることを、学生は自身の立場から実感もしくは期待し、更にはチューターの立場に置き換えてもメリットであると考えていることが窺える記述と言える。

チューター面接において課題と思われるのが、面接回数と時間、そして面接形態である。学生からも、面接の回数や時間設定の問題を指摘する声が上がっている（**表 2, 3**）。学科で正規の授業時間内に設定した面接回数は、行事等のスケジュールの関係上、前・後期それぞれ 90 分× 2 ～ 3 回程度である。1 学年あたり 5 ～ 8 名程度の学生を担当する中で、平等に時間配分をした場合、面接時間は長くても 1 人あたり 1 回 10 分程度となってしまう。チューターは、この少ない面接回数と時間の中で学生への理解を深め、支援の検討や実施に繋げていくことが必要と考えられる。

この面接回数と時間の問題を解決するため、チューターが今後重視すべきは面接形態であろう。学生の記述の中には、「チューター面接を団体でされるために個人的な話がしにくい」「個人で行く機会がない」というものがあった（**表 1**）。このように、学生の中には、集団でのチ

ューター面接の利用しづらさを感じている者がいることは重視されよう。そもそも集団面接は、集団の中でしか観察できないもの（積極性やリーダーシップ、協調性等）を探ることを目的に実施されるものである。チューター制度は、学生とチューターとの繋がりを活用して、支援を円滑に進めることが目的である。学生個人を対象として支援を行うことが求められる制度の中で集団面接を取り入れることは、メリットが少な過ぎるのではないだろうか。個人に焦点を当てた面接の実施に絞り、より学生との個別の関わりの機会を増やすべきである。

また、①で触れたように、チューターとの信頼関係やチューターの人格、学生対応の資質等を全て統一化することは現実的に不可能である。学生が記述した「合わない教員にあたると意味がない（**表 2**）」「チューターによって人生は変わる（**表 3**）」というような不平等感を減らすためにも個人面接の充実が有効と考えられる。

学生の記述から浮かび上がってきた「学生が求めるチューター像」からは、チューターによる対応の差が存在する可能性を考察することが出来る。学生が求めているのは、チューターが「聞いてくれる」「考えてくれる」「応えてくれる」ということである（**表 1**）。学生はチューターに対し、自分に向き合ってくれているかどうかを計り、支えてくれていると実感できるようなやり取りを求めていることが窺える。いくらチューターの方に支えようとする気持ちがあったとしても、学生に対してそれが伝わっているかどうかが問題と言えよう。チューターの「話を聞いている」「問題について考えている」「必要な情報や適切なアドバイスを準備しようとしている」という態度や姿勢が学生へ伝わるには、やはり集団面接ではなく個人面接が効果的である。チューターの伝えたいことが伝わっているか、適切に判断しながら継続的に関わるには、学生の反応をしっかりと把握・理解することが求められる。文字通り、「学生に正面から向き合う」姿勢がとれる個人面接の重要性はやはり高いと言える。

更に、チューター側は、面接を個人で行うチューターと集団で行うチューターとがあるという状況を学生側がどう受け取っているかということについても検討すべきである。面接形態の違いは、学生にとって「自分に個人的に向き合ってくれているか」ということを計る一つの目安となる可能性が高いためである。

【③ガイドライン作り】

本学科では現在、チューターが担当する学生の大まかな人数やチューター面接の設定日時、また、面接の際に共通して使用する面接記録用紙以外、チューター制度の規程やガイドラインとなるようなものがない。特に、チューター制度の運営方法について、実質的には各チューターに任されている部分が大半を占めるというのが現状である。つまり、各人に委ねられた裁量権の大きさが、学生が感じている不平等さの根本に繋がるのではないだろうか。どのチューターが担当になったとしても、制度対応としてのベースラインがしっかりと揃っていれば、不平

等さに対する声は現状よりも減らしていけると考えられる。

では、現在のチューター制度において、全チューターが比較的簡単に揃えることが出来、学生の感じる不平等さを軽減できるものは何だろうか。それこそ、先程述べた個人面接の充実であろう。学生との個別の時間を確保することを目的とし、チューター面接では個人面接を原則とすることによって、チューター面接における「集団面接と個人面接」との大きな差を無くすことが可能となる。

また、面接形態と併せて、「面接内容の提示」と「学生による面接記録の作成」の2つについても導入が比較的容易と考えられる。

1つ目の「面接内容の提示」とは、チューター面接の日時を設定する際、大まかな面接内容についても決定した上で学生に提示するというものである。年間行事や実習、就職活動について等、学年や時期によって、学生が直面する問題はその都度変化する。大まかな面接内容についても掲示することで、学生は事前に自身の考えや思いをまとめることが可能であることに加え、少ない面接時間を双方が有効に活用することが出来ると考えられる。

学生によっては、チューター面接の日時・内容を事前に告知されることで、「今日は話せるかもしれない」「話したい」という気持ちを準備する可能性もある。従って、チューター側は、学生側のチューター面接に対する受け止め方についても改めて考え、個人面接の充実を計ることが必要である。

2つ目の「学生による面接記録の作成」とは、チューターが面接記録を残すのと同様に、学生が作成する面接の個人記録である。記録の作成・振り返りによって、いつの面接で自分がどのような話をしたか、チューターの対応等を記録しておけば、自己を客観的に振り返ることが出来、次の面接で役立てることも可能である。

【④支援体制作り】

チューター制度をより円滑に運営するためには、本稿の冒頭でも触れたように、学生生活におけるもう一つの支援体制である学生相談との連携の構築が考えられる。チューター制度、もしくは学生相談の中で拾い上げることが難しい問題について、それぞれの制度が協力して補い合いながら対応することができるような体制作りが必要である。

しかしながら、保育学科における現状は、チューター制度、学生相談、養護教諭資格を持つ健康管理担当者による対応という学生を支える3つの体制が点在している状況である。これらの制度同士が繋がりを持ち、その関係者同士も繋がりを意識して対応することで、途切れの無い支援へと近付くことができると考えられる。

以上、4つの観点から学生アンケートをもとに、現状の保育学科のチューター制度について

考察を行った。今回のアンケート調査では、学生側の意見を多く得ることが出来た。今後は、更なるチューター制度の効果的な運営を目指し、学生だけでなくチューター側の見解を知ることも必要となろう。実際にチューターとして学生に向き合い、チューター面接を行う上で感じていることや、チューター制度への認識・現状における課題点についての把握が望まれる。学生の視点からみたチューター制度と、チューターが狙う学生支援体制としてのチューター制度との照らし合わせを行うことで、より効果的なガイドラインの作成、学生支援体制へと発展させることが可能となるであろう。

謝辞

本報告の作成にあたり、御指導いただきました桑野浩明先生（東亜大学大学院）に深く感謝申し上げます。

参考文献

1）日本学生相談学会：学生相談機関ガイドライン, 2013